

【件名】 インディアナ州におけるマスク着用の義務付け

【ポイント】

7月24日（金）、ホルコム知事は、7月27日（月）00：01から8月26日（水）23時59分まで、屋内施設や公共交通機関、学校等においてマスク着用を義務付ける行政命令に署名しました。詳細は本文および関連のリンクをご確認下さい。

【本文】

7月24日（金）、ホルコム知事は、7月27日（月）00：01から8月26日（水）23時59分まで、屋内施設や公共交通機関、学校等においてマスクまたはフェースカバー（鼻と口を覆うもの）の着用を義務付ける行政命令に署名しました。但し、8歳以下の子供や医療的観点からマスクやフェースカバーの着用が合理的でない個人等は着用義務の例外とされています。

マスク等の着用は、具体的には店舗内や公共の屋内施設内、屋外の公共空間で社会的距離が確保できない場合、公共交通機関やタクシー・ライドシェアを利用する際、K-12の学校内などにおいて義務づけられています。なお、別の行政命令に基づき義務づけられているレストランやバー等の従業員のマスク着用は引き続き継続して適用されます。

今回署名された行政命令の詳細については、以下をご参照ください。

<https://www.in.gov/gov/files/Executive%20Order%202020-37%20Face%20Covering%20Requirement.pdf>

本行政命令に係るプレスリリースについては、以下をご参照ください。

<https://calendar.in.gov/site/gov/event/governor-announces-statewide-face-covering-requirement/>

○在留邦人の皆様におかれては、良き市民として引き続きマスクの着用、社会的距離の維持等、安全の確保と関連情報の収集に努めてください。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400（24 時間対応）（注）

Fax: (312) 280-9568

Email: ryoji1@cg.mofa.go.jp

（注）コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで（事件、事故、その他緊急の用件）は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。